

人材確保のための

最大  
70万円補助!

# 求人情報発信等支援補助金

流山市内の中小企業者等の人材確保を支援するため、求人広告費や成功報酬型人材紹介サービス等を利用する事業者に対し、要した費用の一部を補助します。

最大  
10万円

就職情報媒体  
への掲載料

合同企業説明会  
への出展料



## 補助対象経費

- 新たに就職・転職情報媒体へ求人情報を掲載する際の費用に対し、**最大10万円(補助率1/3)を補助**します。  
例) 就職・転職サイト、求人検索エンジン、有料求人情報誌、フリーペーパー、折込求人誌、新聞の求人欄などへの掲載費
- 人材採用のための合同企業説明会への出展ブース代等の参加費用に対し、**最大10万円(補助率1/3)を補助**します。

最大  
20万円

採用活動に係る求人動画制作の  
外部発注費用



## 補助対象経費

- 動画・映像制作事業者への採用活動に係る求人動画制作の外部発注費用に対し、**最大20万円(補助率1/3)を補助**します。

最大  
40万円

成功報酬型人材紹介  
サービス利用料



## 補助対象経費

- 成功報酬型人材紹介サービス(エージェントサービス)を利用して雇用した際に支払う手数料※に対し、**最大40万円(補助率1/3)を補助**します。

※人材紹介会社が定める採用人材の年収に対する一定割合の成功報酬額

## 補助対象者

- ①流山市内に事業所を有する中小企業者、個人事業主等であり、**求人する職種に係る事業を流山市内で引き続き1年以上営んでいる**こと。
- ②求人する職種がハローワーク松戸管内の常用的雇用の有効求人倍率において、申請日前に**2ヶ月連続して1.0以上の職種**に該当していること。
- ③流山市税を滞納していないこと。

[注] 申請書類に不備がある場合や必要書類が全て揃っていない場合、申請後に流山市税の滞納が確認された場合は、補助金の対象とならない場合があります。

[注] その他にも要件や注意事項がありますので、詳細を流山市ホームページで必ずご確認ください。

お問い合わせ

流山市商工振興課 労政係 ☎04-7150-6085

流山市 求人情報発信等支援

検索



# ～申請手続きの流れ～

実施する補助対象事業により申請手続きの流れが異なります。  
各事業に応じた申請手続きの流れは以下のとおりです。

## 求人掲載・合同企業説明会出席・求人動画制作

### ① 交付申請受付（随時）

- ・受付から交付決定まで概ね2週間程度かかりますので、考慮のうえ、申請をお願いします。
- ・申請は必要書類を郵送または直接窓口へ提出してください。



### ② 交付決定通知

- ・受付後、交付の可否を決定し、結果を書面により通知します。



### ③ 事業実施

- ・交付決定前に実施した事業については、対象外となりますので、**交付決定日以降に補助事業を実施してください。**



### ④ 実績報告

- ・事業終了後速やかに、または、**交付申請年度の3月31日までのいずれか早い期日までに**実績報告を提出してください。



### ⑤ 交付確定通知

- ・実績報告の内容の審査を行い、適正と認められた場合、確定通知書により補助確定額を通知します。



### ⑥ 請求書

- ・交付確定後の請求金額が記載されているものに必要事項をご記載のうえ、商工振興課まで提出してください。



### ⑦ 補助金交付

- ・請求書提出後、申請者の請求に基づき、指定された口座へ支払います。

## 成功報酬型人材紹介サービス利用

### ① 事前協議受付（随時）

- ・事業実施（面接・書類選考等）の**前日まで**にご提出ください。
- ・事前協議書は必要書類を郵送または直接窓口へ提出してください。

※郵送の場合は**前日までに必着。**

※**既存の契約している人材紹介事業者も対象となります。**

※事前協議書の提出により**予算を確保するものではありません。**事前協議書提出後であっても申請前に予算額に達した際は、申請の受理ができない場合があります。

※**事前協議の有効期限は原則3か月です。**



### ② 事業実施

- ・事前協議を提出せずに実施した事業については、対象外となりますので、**事前協議を提出した後に補助事業を実施してください。**



### ③ 交付申請兼請求

- ・**事業完了後（支払い含む）速やかに、または、事業に係る支払いを完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い期日までに**申請書兼請求書を提出してください。



### ④ 交付決定通知・補助金交付

- ・受付後、申請書類の内容の審査を行い、適正と認められた場合、決定通知書により補助決定額を通知します。
- ・申請者の請求に基づき、指定された口座へ支払います。